

学校いじめ防止基本方針 2018

明石市立清水小学校 生活指導委員会

1. 「いじめ」に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。[いじめ防止対策推進法]

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、「いじめ」の認知は、特定の教職員の判断によらず、校内組織(いじめ対応チーム)を活用して行う。

2. 未然防止のために

全教職員が「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を共有し、主体的に「いじめを生まない・許さない土壌づくり」をすることでいじめの未然防止は可能である。

そのためにも、教職員による児童の些細な変化や実態の気付きと声かけ、児童が互いに認め合えるような仲間づくりを進めていく必要がある。教職員も互いに日頃の取組を認め合えたり、相談のしやすい雰囲気を作ったりすることで児童の情報の交流も活発になり、児童に対する共通認識ができることで未然防止にもつながっていく。

- 【活動例】
- ①ペア交流(遊び・給食・弁当・大縄大会)
 - ②児童会を中心とした毎月の生活目標の決定
 - ③児童会によるいじめSTOP
 - ④スマートフォンのルール作り(学級・児童会)
 - ⑤清掃活動でのいろいろな教師からの励まし など
 - ⑥いじめ未然防止プログラムの活用

3. 早期発見・即時対応

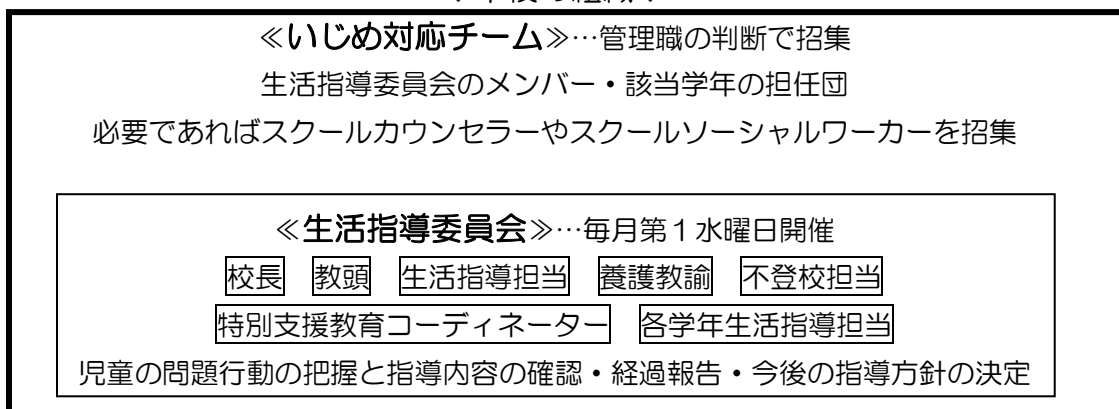
いじめ、またはいじめに繋がる行為の早期発見のために、日頃から教職員がいじめに気づく力(アンテナ)を高めなければならない。また、いじめは発見しにくく、本人からの訴えも少ないことを認識しておく。

【早期発見のために手立て】

- ①日々の観察 ~子どもがいるところには教師がいるという体制~
- ②集団を見る視点 ~気になる言動には毅然とした対応を~
- ③あしあとノートや日記 ~担任とのやりとりから生まれる信頼関係~

4. 組織的対応

◆本校の組織◆



◆いじめが起こった場合の組織的対応の流れ◆

(原則即日対応・問題に応じて柔軟に対応)

①発見

→日常の観察・アンケート(6月・10月・2月)
教育相談・周囲の児童の訴えなど

②情報収集・事実確認

→校長・教頭・学年団・生活指導担当に報告
→情報収集の方法(別室・人数・順番など)と役割分担(聞き取り・記録など)

③方針決定・対応

→「いじめ対応チーム」の招集
→情報の集約・整理
→今後の指導方針や体制の決定
→保護者への連絡や家庭訪問(事実を伝え、学校の指導方針を共有する。)

④経過観察

→3か月以上いじめに係る行為がないか
→被害児童が心身の苦痛を感じていないか(面談や家庭訪問で確認)
→必要に応じて学年集会・全校集会を開く。
→道徳や学級活動を通して再発防止や未然防止に向けた活動を取り入れる。